

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 7 月 9 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

(2) 業務の内容

県は、「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

なお、詳細は、別紙 1 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 事業実施目的

価値観が多様化し、結婚や子育てを望まない人生の選択を行う者が増える一方、結婚や子育てを切に願っているにもかかわらず、年齢や周囲の環境等の事情により諦めてしまう者も一定程度いる現状があることから、県内の若年層をメインターゲットに、就労や結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフプラン全体にかかわる正しい知識や情報を提供するとともに、結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージを喚起するキャンペーンを実施し、将来のライフプランを真剣に考え（ライフデザイン）、自らが希望するライフプランの実現のための具体的な行動を意識させることで、これから結婚や子育て期を迎える若年層の人生の選択を通じ、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の解消を図る。

(4) 契約（実施）期間

契約日から成 31 年 2 月 28 日（木）まで

(5) 予算額 金 11,286 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業（団体）又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業（団体）に関する資格及び条件

ア 県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する企業又は団体

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 7 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 7 日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が、「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」に登録されている者であること。

カ このプロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエまでの全てに該当すること。

イ 競争入札参加資格のうち、その資格区分が、「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」に登録されている構成員が 1 者以上あること。

ウ 共同企業体が、2 者以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・共同企業体の名称
- ・構成員の名称及び所在地
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ・業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ・解散後の瑕疵担保責任
- ・その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 県は、企画提案等の順位を決定するため、「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

それぞれの審査委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

審査委員（4名）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	配点
目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。	5点（×4）
企画提案に関する事項	・各広報媒体の特性を活かした広報となっているか。	5点（×3）
	・視聴者等の印象に残る表現やデザインの工夫がなされているか。	5点（×3）
	・重要評価指標（KPI）を達成するための計画は、実現可能性のあるものとなっているか。	5点（×4）
業務遂行能力に関する事項	・責任者及びスタッフの配置、実施体制、スケジュールの設定は適正であるか。	5点（×3）
	・過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか	5点（×2）
見積内容	・適切な見積り内容となっているか。	5点（×1）
合計		100点

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 問合せ先は次のとおりとする。
ア 本プロポーザルに関する書類の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
電話 0857-26-7868 ファクシミリ 0857-26-7863
電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格申請に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7432

(2) 企画提案書作成要領の交付

別紙 2 企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）は、平成 30 年 7 月 9 日（月）以降に、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。

（鳥取県福祉保健部子育て王国推進局ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate/>）

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第 1-1 号又は様式第 1-2 号及び様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号）1 部

※単独企業にあつては、様式第 1-1 号及び様式第 2-1 号を、共同企業体にあつては、様式第 1-2 号及び様式第 2-2 号を提出すること。

※共同企業体にあつては、本業務に係る共同企業体協定書を作成し、企画提案申込書の提出時に、協定書の副本を 1 部提出すること。

(2) 提出期間及び時間

平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 7 日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、送付による場合は、平成 30 年 8 月 7 日（火）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6 の（1）のアに同じ。

(5) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領 1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

(2) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出場所

6 の（1）のアに同じ。

(4) 提出期間及び時間

平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 24 日（金）までの間（休日等を除く。）の午前 8 時 30

分から午後5時15分までとし、送付による場合は、平成30年8月24日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出部数及び規格

- ・ 正本1部、副本4部
- ・ A4版縦（A3版の折込可）

9 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、日時、場所については変更する可能性がある。

(1) 日時

平成30年8月30日（木）午後2時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。

なお、別途連絡するプレゼンテーションの実施日時の10分前までに控室（鳥取県庁本庁舎地階福祉保健部・会計管理者会議室）に集合すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 県ホームページ掲載（公募開始） | 7月9日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 7月27日（金） |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 8月7日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 8月24日（金） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 8月30日（木） |
| (6) 審査結果の通知 | 9月上旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 9月上旬 |
| (8) 契約締結 | 9月中旬 |

13 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要を県ホームページで公表するものとする。

(4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

企画提案参加申込書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

平成30年7月9日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

1 調達件名

「みんなでライフデザイン(人生設計構築)キャンペーン(仮称)」事業に係る委託業務

2 提出資料

公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2-1号)

企画提案参加申込書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(共同企業体)

名称
所在地

(共同企業体の代表者)

会社(団体)名
所在地
代表者

印

(共同企業体の構成員)

会社(団体)名
所在地
代表者

印

(連絡責任者)

所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

平成30年7月9日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名
「みんなでライフデザイン(人生設計構築)キャンペーン(仮称)」事業に係る委託業務
- 2 提出資料
公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2-2号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

- 1 当社（団体）は、県内に本店、本部等又は支店、支部等を有しております。
- 2 当社（団体）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 3 当社（団体）は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社（団体）は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行っていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社（団体）は、平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」のいずれにも登録されている者です。
- 6 当社（団体）は、このプロポーザルに係る共同企業体の構成員ではありません。
- 7 当社（団体）は、県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

(提出者)
会社(団体)名
所在地
代表者名

印

(連絡責任者)
所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

- 1 当企業体の構成員は全て、県内に本店、本部等又は支店、支部等を有しております。
- 2 当企業体の構成員は全て、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 3 当企業体の構成員は全て、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当企業体の構成員は全て、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行っていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当企業体の構成員のうち、1 者以上は、平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」のいずれにも登録されています。
- 6 当企業体の構成員は全て、このプロポーザルに他の共同企業体の構成員ではありません。
- 7 当企業体は、共同企業体結成に係る協定を締結しています。
- 8 当企業体の構成員は全て、県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

(共同企業体)

名称
所在地

(共同企業体の代表者)

会社（団体）名
所在地
代表者

印

(連絡責任者)

所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

(別紙1)

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

2 委託期間

契約日から平成31年2月28日（木）まで

3 事業実施目的

価値観が多様化し、結婚や子育てを望まない人生の選択を行う者が増える一方、結婚や子育てを切に願っているにもかかわらず、年齢や周囲の環境等の事情により諦めてしまう者も一定程度いる現状があることから、県内の若年層をメインターゲットに、就労や結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフプラン全体にかかわる正しい知識や情報を提供するとともに、結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージを喚起するキャンペーンを実施し、将来のライフプランを真剣に考え（ライフデザイン）、自らが希望するライフプランの実現のための具体的な行動を意識させることで、これから結婚や子育て期を迎える若年層の人生の選択を通じ、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の解消を図る。

4 事業の基本構成

本キャンペーン事業の基本構成は次に掲げる4事業とする。

- (1) 広報キャンペーン
- (2) 啓発フォーラム
- (3) イクメン養成キャラバン
- (4) 結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー

5 業務内容

受託者は、特に次の事項について効果が現れるよう配慮しつつ、キャンペーンの企画、実施に係る一切の業務を行うものとし、企画の構成については下表に掲げる実施項目を必ず盛り込むこと。

- ・自らのライフデザインを考えることの必要性の喚起
- ・キャンペーン自体の認知度向上
- ・啓発フォーラム等への参加促進

実施項目	詳細
<事業全体に関すること>	
①全体計画の策定	上記3に掲げる目的及び下記③に掲げる指標を達成するための全体計画（事業実施にあたってのコンセプトや実施スケジュール等をまとめたもの）を策定すること。なお、事業を効率的に実施するため、「伝える対象」、「伝えたい情報」、「期待される効果」の相互関係を明らかにした資料を、 <u>企画提案時に必ず盛り込んでおくこと</u> 。
②作成物の表現、デザイン等について	・各種作成物については、その媒体にかかわらず、事前に県の内容確認を受けること。 ・受託者は、専門家に執筆を依頼し原稿を作成することができる。なお、専門家等に執筆を依頼しない場合は、必要に応じて、専門家による監修を受けるものとする。 ・偏った価値観を押しつけるような、一方的な表現にならないよう配慮すること。 ・作成にあたっては、「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に

	<p>立った表現～」を踏まえた内容とし、必要に応じて県担当課の確認を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザインには、別添のロゴを入れるよう努めること。
③事業の効果検証及び重要業績評価指標について	<p>事業の効果検証を行い、報告書にとりまとめること。</p> <p>なお、本事業の重要業績評価指標（KPI）は次のとおりであり、<u>その達成に向けた取組内容及びその達成状況については報告書に必ず盛り込むこと。</u></p> <p>【アウトプット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報キャンペーン特設サイトアクセス数（12,000 アクセス） ・啓発フォーラムの参加者数（延べ1,000人） ・イクメン養成キャラバン実施企業数（30社） ・結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー参加者数 300人 <p>【アウトカム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告等閲覧者の意識変容（自らのライフプランについて前向きに考えることができるようになった・子育てを応援したい） 70% ・広報キャンペーンの認知率 50% ・子育てしやすい社会であると感じた親（啓発フォーラム参加者）の割合 70% ・結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー受講者の意識変容（自らのライフプランについて前向きに考えることができるようになった。） 70%
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的遂行のための効果的な独自企画を提案すること。
<p><広報キャンペーンに関すること></p>	
①実施目的	<p>(1) 広報キャンペーンのねらい</p> <p>広報キャンペーンにより醸成したい社会的機運は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識を得た上で自身の今後のライフプランを考えることの重要性の認知 ・結婚や子育てを希望する者がより自らの希望にそった形で実現することができる（楽しむことができる）社会的な雰囲気 ・行政機関だけでなく、地域全体の様々な主体（民間企業・団体・自治会等）が結婚や子育てを応援する雰囲気 ・男性が家事・育児を積極的に行い、男性の育児休業等の取得について社会全体が応援する雰囲気 <p>(2) 広報キャンペーンの結果として実現を期待する具体的行動（長期的な目標も含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に若年層において自身の将来のライフプランを真剣に考えるようになること。 ・結婚や子育てを希望する者が自らのライフプラン実現のため、より前向きに行動できるようになること。 ・男性の家事・育児参加、育児休業等の取得がより一般的となること。 <p>(3) 広報キャンペーンの実施に関して留意する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚、子育て（妊娠・出産含む）の押しつけにならないよう、個人の価値観や選択に十分配慮すること。 ・あくまで行政が実施する広報キャンペーンであるため、行き過ぎた表現や性別による固定的な表現は使用しないこと。 ・事業の趣旨に理解を得られたマスコミ、企業等から後援を得ること。・表現等について疑義が生じた際には、随時発注者に相談等すること。

②実施内容等	<ul style="list-style-type: none"> 以下の（１）～（４）の使用媒体例を中心に、広報キャンペーンを展開すること。 実施する媒体は必ずしもこれらに限定しないので、効果的な広報の手法を提案すること。 併せて、各広報内容が分かるよう、コンテンツやポスターイメージまたは作成手順を可能な限り提案すること。 なお、作成したデータは発注者主催のイベントや発注者が管理するWEBサイト等で活用できるようにすること。 キャンペーン期間終了後、キャンペーンの認知率を調査すること。 <table border="1" data-bbox="432 501 1406 1585"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 501 778 539">媒体</th> <th data-bbox="778 501 1406 539">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 539 778 891">（１）特設サイトの作成</td> <td data-bbox="778 539 1406 891"> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の特設サイトを作成し、事業の実施目的や、鳥取県の結婚、子育て応援の取組や子育て支援について両県内外の者に向けアピールする。 特設サイトは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットなどの環境にも対応したページとする。 作成物や、既存の各県事業紹介ページのリンクについても掲載する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 891 778 1122">（２）ウェブ広告の掲載</td> <td data-bbox="778 891 1406 1122"> <ul style="list-style-type: none"> パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するユーザーに対し、ディスプレイ広告(Yahoo! 及び Google)、動画広告(YouTube)、SNS 広告 (Facebook、Instagram、Twitter 等)等を用いて啓発を行う。(配信回数 500 万回) 媒体、回数等の具体的な手法を提案すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1122 778 1585">（３）イメージポスターの作成・掲示</td> <td data-bbox="778 1122 1406 1585"> <ul style="list-style-type: none"> イメージポスターを 4,000 枚 (A2 版以上、2 種類程度) 作成し掲示する。 ポスターのイメージ図、掲示場所を提案すること。 イメージポスターの作成・掲示を行う場合、掲示計画を立て、原則広報キャンペーン開始までに掲示すること。広報キャンペーン期間中に掲示することにより、より効果が得られると考えられる場合は広報キャンペーン中の掲示開始も可能とする。 増刷や掲示 (配布を含む) にかかる経費は委託料の範囲内で行うものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	媒体	内容	（１）特設サイトの作成	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特設サイトを作成し、事業の実施目的や、鳥取県の結婚、子育て応援の取組や子育て支援について両県内外の者に向けアピールする。 特設サイトは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットなどの環境にも対応したページとする。 作成物や、既存の各県事業紹介ページのリンクについても掲載する。 	（２）ウェブ広告の掲載	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するユーザーに対し、ディスプレイ広告(Yahoo! 及び Google)、動画広告(YouTube)、SNS 広告 (Facebook、Instagram、Twitter 等)等を用いて啓発を行う。(配信回数 500 万回) 媒体、回数等の具体的な手法を提案すること。 	（３）イメージポスターの作成・掲示	<ul style="list-style-type: none"> イメージポスターを 4,000 枚 (A2 版以上、2 種類程度) 作成し掲示する。 ポスターのイメージ図、掲示場所を提案すること。 イメージポスターの作成・掲示を行う場合、掲示計画を立て、原則広報キャンペーン開始までに掲示すること。広報キャンペーン期間中に掲示することにより、より効果が得られると考えられる場合は広報キャンペーン中の掲示開始も可能とする。 増刷や掲示 (配布を含む) にかかる経費は委託料の範囲内で行うものとする。
媒体	内容								
（１）特設サイトの作成	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特設サイトを作成し、事業の実施目的や、鳥取県の結婚、子育て応援の取組や子育て支援について両県内外の者に向けアピールする。 特設サイトは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットなどの環境にも対応したページとする。 作成物や、既存の各県事業紹介ページのリンクについても掲載する。 								
（２）ウェブ広告の掲載	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するユーザーに対し、ディスプレイ広告(Yahoo! 及び Google)、動画広告(YouTube)、SNS 広告 (Facebook、Instagram、Twitter 等)等を用いて啓発を行う。(配信回数 500 万回) 媒体、回数等の具体的な手法を提案すること。 								
（３）イメージポスターの作成・掲示	<ul style="list-style-type: none"> イメージポスターを 4,000 枚 (A2 版以上、2 種類程度) 作成し掲示する。 ポスターのイメージ図、掲示場所を提案すること。 イメージポスターの作成・掲示を行う場合、掲示計画を立て、原則広報キャンペーン開始までに掲示すること。広報キャンペーン期間中に掲示することにより、より効果が得られると考えられる場合は広報キャンペーン中の掲示開始も可能とする。 増刷や掲示 (配布を含む) にかかる経費は委託料の範囲内で行うものとする。 								
③キャッチコピー及びロゴの作成	<p>広報キャンペーンを効果的に実施するため、キャッチコピー及びロゴを作成すること。</p>								
④実施スケジュール	<p>広報キャンペーンは、契約期間中に一定期間（３ヶ月程度）を設定して実施すること。</p>								
<啓発フォーラムに関する事>									
①実施目的	<p>広報キャンペーンに同じ</p>								
②実施内容等	<p>上記広報キャンペーン期間中に以下の内容を盛り込んだ啓発フォーラムを開催すること。また、啓発フォーラムにふさわしいメインテーマを作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフデザインの重要性 結婚、子育てに対するハードル（資金、年齢、出会い、不妊等） 								

- ・既婚者と未婚者の結婚、子育てに対する認識の違い
 - ・企業・団体を含んだ地域全体での結婚、子育て応援
 - ・結婚、子育て応援のポジティブな情報
 - ・イクメン（男性の育児休業、男性の家事・育児参加）の推進
- なお、啓発フォーラムには、地域住民、企業・団体関係者、行政関係者等幅広い主体が参加できるものとする。
- ・啓発フォーラム当日の受付、案内、司会進行等を行うこと。
 - ・講師等には、謝金及び旅費を支払うこと。
 - ・来場者への意識変容等に関するアンケート調査と結果の取りまとめを行うこと。
 - ・広く県民に広報し、多くの来場者を募ること。
- ※広報費については、媒体等の広報方法の適切性、必要性、費用対効果等について十分検討したうえで、積算すること。なお、ポスター、チラシ、開催案内等を作成し、配布する場合には、配布先リストを作成し、提出すること。
- ・来場者数を把握すること。
 - ・啓発フォーラムのプログラムは以下を参考に多くの方が興味を持ち、来場が期待できる内容とすること。

(集客見込) 延べ1,000人程度

プログラム	詳細
基調講演 (対談でも可)	ライフデザインの重要性や、地域全体での結婚、子育て応援の機運醸成等に繋がる基調講演や対談等
分科会	出会いから結婚に関するもの、不妊に関するもの、イクメンに関するもの、地域全体での子育て応援に関するもの 等
ブース	男性の妊婦体験ブース 男性不妊検査キット紹介ブース ライフデザインワークショップ 等

<イクメン養成キャラバンに関する事>

- ①実施目的
- キャラバンの実施により醸成したい社会的機運は次のとおり。
- ・行政機関だけでなく、地域全体の様々な主体（民間企業・団体・自治会等）が子育てを応援する雰囲気
 - ・男性が家事・育児を積極的に行い、男性の育児休業等取得について社会全体が応援する雰囲気
- ②実施内容等
- 上記広報キャンペーン期間中に、企業へ講師を派遣しイクメンの養成を促進するため、次のプログラム例を参考としたキャラバンを実施すること。
- ・男性従業員による妊婦体験
 - ・家事の方法
 - ・男性の家事・育児の大切さを学ぶための講座
 - ・男性職員が家事・育児を積極的に行うことができるよう取り組んでいる企業の取組事例（企業経営への好影響等）の情報提供
- ③実施回数等
- ・実施企業数：30社
 - ・参加者数：300人
 - ・実施企業の案は、原則受託者が作成し、選定にあたっては地区が偏ることのないようバランスを考慮すること。なお、実施企業については、最終的に県の実情を踏まえて決定することとする。

＜結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー＞	
①実施目的	高校生、大学生、新社会人等の若年層を対象として、ライフプラン・キャリア形成スタートアップ(結婚や出産の基礎知識・重要性、仕事と家庭の両立の重要性、身だしなみ、コミュニケーションスキルを身につける講座)セミナーにより自身のライフプランへの認識や社会生活でのスキルを身につけるとともに、乳幼児とのふれあい体験通じて結婚後の妊娠や子育てについても考えることにより、より早い段階で自身のライフプラン等を考えることの必要性や動機付けを行う。
②実施内容等	<p>次の(1)～(6)に基づき、高校生、大学生、新社会人等の若年層を対象として、ライフプラン・キャリア形成スタートアップ(結婚や出産の基礎知識・重要性、仕事と家庭の両立の重要性、身だしなみ、コミュニケーションスキルを身につける講座)セミナー及び乳幼児とのふれあい体験を企画・実施すること。</p> <p>なお、実施期間は広報キャンペーンの期間中に必ずしもとられる必要はない。</p> <p>(1) 内容</p> <p>ア 結婚や家庭を持つことに対し前向きな価値観を喚起するものとし、就労や恋愛・結婚、妊娠・出産、子育て等、ライフステージごとの様々な情報を提供することにより、タイミングを逃さず自らが希望する生き方ができるよう人生設計を考えさせる内容とすること。</p> <p>イ 人生の選択は個人の自由に任されるものであることに配慮すること。</p> <p>ウ 受講者の年代にあわせた内容とすること。</p> <p>エ 実施する内容については、県等との協議の上、最終的に決定すること。</p> <p>(2) 実施回数 10回(うちセミナー5回、乳幼児とのふれあい体験5回)</p> <p>(3) 配付資料、副教材等の作成 効果的にかつ円滑に実施するため、配付資料、副教材等を作成すること。</p> <p>(4) 講師の選定等</p> <p>ア 講師の選定及び手配は、受託者で行うこと。</p> <p>イ 講師の選定にあたっては、県と協議の上、最終的に決定すること。</p> <p>(5) アンケートの実施</p> <p>ア 終了後は、参加者に対して、満足度、意識の変容等にかかるアンケートを実施すること。</p> <p>イ アンケートの具体的内容については、県と協議すること。</p> <p>(6) 業務実施体制 業務実施責任者を配置し、適正に事業を実施する体制を構築すること。</p>

6 再委託の制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
 - ア 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - イ 印刷物、ウェブサイト、CM動画のデザイン及び外注印刷の類
 - ウ パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - オ イベント開催時の運営の類
 - カ アンケート調査分析業務の類

(3) 発注者は次の各号のいずれかに該当する場合は、(2)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 受託者は、(2)の承認を受けて第三者へ再委託を行う場合、再委託先にこの仕様書に基づく義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

7 権利関係

(1) 本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権、肖像権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8 情報等の取扱い

(1) 受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 本業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

(3) 受託者は、委託業務に従事する者並びに6の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)、(2)の規定を遵守させなければならない。

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受託者は、本業務の完了と同時に県に完了報告書（任意様式）を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

11 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

12 個人情報の保護

(1) 受託者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、6の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

13 協議

受託者は、必要に応じて、発注者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。

なお、詳細は打合せによる。

<別添>

子育て王国鳥取県ロゴ



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県



子育て王国
鳥取県

小さな支えが大きな安心



子育て王国
鳥取県

<別記>

個人情報取扱特記事項

(個人情報)

第1 丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 丙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 丙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を、甲及び乙の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 丙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲及び乙の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供情報の返還等)

第7 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲及び乙に返還するものとする。

(事故報告義務)

第8 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、き損し、及び滅失した場合は、甲及び乙に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲及び乙は、丙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙2)

企画提案書作成要領

1 提出書類等

- (1) 企画提案書は、1提案者につき1提案とすることとし、次の書類を提出すること。
 - ア 企画提案書(様式1)
(添付資料)
 - (ア) 別紙1業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)4に定める業務を実施するために必要な事業計画書(以下「事業計画書」という。)
 - (イ) 事業の実施体制を明らかにする書類
 - (ウ) 見積書(業務の実施に係る費用一式)の明細を算出し、その経費を記載すること。
 - イ 会社・団体等概要及び事業実績(様式2)
※共同企業体にあつては、共同企業体の構成員ごとに作成すること。
- (2) 企画提案書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 事業計画書については、仕様書4の業務を実施するに当たつての方針(全体のコンセプト)、企画構成内容を明確に記載すること。
 - イ 見積書については、下記の注意事項に従つた見積書を作成すること。
 - (ア) 宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。
 - (イ) 見積書は、経費内訳が分かる内容であること。
 - (ウ) 契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、提案者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を見積書に記載し、かつ書きで契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)を併記すること。

2 企画提案書等の提出

- (1) 提出部数: 正本1部、副本4部。
- (2) 提出規格: A4版縦(A3版の折込可)
- (3) 提出方法: 以下の提出先に持参又は送付の方法により提出すること。
なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱と明記すること。)によること。

【提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課

電話 0857-26-7868 ファクシミリ 0857-26-7863 電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

- (4) 提出期限: 平成30年8月24日(金)

3 質問の受付

本企画提案に関し、質問がある場合は、平成30年7月9日(月)から同月27日(金)までの間に、2の(3)の提出先に、書面又は電子メールにて送付すること。(様式は任意)

なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate/>)に掲載して回答するものとする。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(様式1)

「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務企画提案書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提案者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

下記のとおり「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務企画提案書及び関係書類を提出します。

記

1 連絡先

担当者 職・氏名			
電 話 番 号		ファクシミリ	
電 子 メ ール			

2 選任を予定する業務処理責任者及び業務担当者の職、氏名

区分	職	氏名
業務処理責任者		
業 務 担 当 者		

3 事業実施に当たって、協力を依頼する予定の会社（団体）名、職、氏名

会社（団体）名	職	氏名

4 必要な添付書類
別添のとおり

(様式2)

会社・団体等概要及び事業実績

1 会社の概要

名称	代表者職・氏名	本社所在地 (電話・FAX)
	設立年	
資本金	年	
万円	全従業員	
	名	
会社概要		
特記事項		

2 事業実績

平成27年度から平成29年度までに遂行した実施業務のうち、規模の大きい順に3つご記入ください。

実施時期	実施概要
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

※個々の事業の内容が確認できる成果品等があれば、写し等を添付してください。